

進路に関わる情報を、少しずつ分かりやすく説明します

今回のテーマ

福祉事業所との契約手続き



Point

- ・現場実習を通して、進路先を決定します。
- ・進路先が就労継続支援 B 型事業所になる場合は、在学中に就労選択支援（福祉サービス）を受けておく必要があります。※基本的には高等部 2 年生在籍中に受けます。
- ・福祉サービスを利用するにあたり、相談支援事業所と契約しておく必要があります。

※「就労選択支援」については進路だより⑥の説明をご覧ください

〈実習～利用開始までの流れ〉

- ① 情報収集…学校からの資料や事業所見学などを通して情報を収集し、どのような進路先が合っているか考えます。
- ② 現場実習…高等部 2 年生、3 年生段階で年 2 回の実習を経験し、進路先を決定します。
- ③ 就労選択支援…進路先が就労継続支援 B 型事業所になる場合は、在学中に就労選択支援（福祉サービス）を受けておく必要があります。
※本校では高等部 2 年生在籍中の利用を基本としています。
※就労選択支援は福祉サービスになるため、相談支援事業所と契約しておく必要があります。
- ④ 進路先の決定（本人・保護者、事業所双方の合意が得られた場合）
- ⑤ 申請…保護者が、市の福祉課か相談支援員に、障害者サービス利用の申請をします。
※誕生日のおおむね 3 か月前から申請ができます。
- ⑥ 認定区分調査…障害支援区分（1～6 段階、数字が大きいほど重い障害）の認定のために、聞き取り調査があります。
- ⑦ 審査会…月に一回程度、各市毎に認定審査会があり、認定区分等が決まります。
- ⑧ 利用計画…相談支援員が、「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑨ 受給者証発行…「認定区分」と「サービス等利用計画」により、市から受給者証が発行され、本人宅に届けられます。
- ⑩ サービス担当者会…相談支援員の調整のもので実施されます。学校と進路先の引継ぎ会も兼ねて実施します。
- ⑪ 契約…保護者が事業所と契約します。
- ⑫ 利用開始…施設に通い始めます。